

霧島市過疎地域持続的発展計画について

霧島市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を策定することについて、霧島市議会の議決すべき事件を定める条例（平成25年霧島市条例第37号）第2条第1項に基づき、議会の議決を求める。

令和8年2月16日提出

霧島市長 中 重 真 一

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により霧島市過疎地域持続的発展計画（令和8年度～令和12年度）を策定することについて、議会の議決を求めるものである。